

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「元気とやま」ものづくり産業活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

富山県

3 地域再生計画の区域

富山県の全域

4 地域再生計画の目標

富山県は、中心部から半径約 50 km のコンパクトな地形でありながら、北アルプス立山連峰など標高 3,000 メートル級の山々や黒部峡谷をはじめとする世界に誇る山岳景観、蜃気楼の見られる「不思議の海」富山湾など、美しく豊かな自然環境に恵まれ、変化に富んだ美しい四季を味わうことができる。

そこに暮らす人々には、氾濫をくり返す急流河川との闘いや、冬の厳しい積雪下での忍耐といった自然とのかかわりの歴史のなかで、勤勉で粘り強く、進取の気性に富んだ県民性が培われてきている。

また、天然の巨大なダムともいえる山々からは、一年を通じて豊かできれいな水が生まれ、水力発電、各種用水など多目的に利用されており、暮らしや産業を支える重要な資源となっている。

本県の工業は、明治 32 年の水力発電の開発が原動力となって、大正時代には豊富で低廉な電力供給の下に、化学、電炉、機械、紡績など大手企業の立地が進み、第 2 次世界大戦頃には大規模な工業集積が形成された。また、家庭配置薬業（越中壳薬）に端を発した医薬品製造業が容器、包装、機械、印刷等の関連産業の発展を促し、高岡銅器の高度な鋳造技術や金型技術を基礎に、一般機械、金属製品、非鉄金属、プラスチック等の産業が発展するなど、高い技術を誇る裾野の広い産業集積を形成している。近年では、先端技術産業や情報産業など新たな産業の集積が進むとともに、「富山のくすり」の伝統を活かしたバイオテクノロジーや深層水等の地域の産業資源を有効に活用した産業への取組みも積極的に展開されている。

こうした中で、富山県の産業別就業人口構成比は、全国と比較して第 2 次産業のウェイトが高いほか、平成 17 年の国民経済計算及び県民経済計算の産業別総生産構成比によると、全国の製造業の割合は 21.5 % であるが、本県の製造業の割合は 31.5 % と、全国を 10.0 ポイント上回っているなど、本県は「ものづくり産業」県であることがわかる。

バブル崩壊後の国内経済の低迷や全国的なデフレの進行、国際競争の激化等を背景に、産業を取り巻く環境は大きく変化し、本県においても地域経済に停滞が見られた。県民経済計算によると、本県における県内総生産は、平成 8 年の 4 兆 8,686 億円

をピークに低下し、平成13年には4兆5,496億円となり、5年間で約3千2百億円、率にして7%弱低下したが、平成17年には、4兆6,807億円まで持ち直している。また、製造業の県内生産は、平成8年の1兆5,585億円をピークに、平成13年には1兆3,192億円まで低下したが、その後持ち直し、平成17年には1兆4,760億円となっている。しかしながら、昨今の原油・原材料価格の高騰や少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少など、県内製造業を取り巻く環境は厳しさが増しており、予断を許さない状況となっている。

このため、本計画の目標は、「ものづくり産業」の一層の活性化とし、本県の裾野の広い製造業の県内生産について、ピークであった平成8年度程度までに引き上げることにより、地域を活性化し、活力ある「元気とやま」の創造を図ることとする。

(数値目標)

県民経済計算における県内総生産中の「製造業」について、計画期間中に1兆6,000億円までに引き上げる。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本県における裾野の広い製造業の発展は、基盤的技術産業などによって支えられてきているが、国際的な企業間競争が行われ、技術革新がめまぐるしく進展する今日においても、技術開発の重要性は変わらない。

このため、ものづくり産業を支える技術を一層高度化するとともに、県内企業の独自技術の開発、新商品開発、新分野進出等を支援するため、高等教育機関や研究開発機関の機能拡充や産学官連携による研究開発体制の強化・充実を図るほか、デザイン開発支援や優れた技術を有する企業の誘致、地域資源を活用した成長産業の振興、企業が取り組む経営革新への支援、ものづくり人材の育成などに取り組む。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

1 地域再生支援利子補給金の活用

(1) 支援措置の番号及び名称

①番号 A2004

②名称 地域再生支援利子補給金

(2) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

内閣総理大臣から指定を受けた金融機関が、「ものづくり産業」に属する事業者等に対して、産学官共同研究や最先端技術開発の成果等を活かした事業基盤の強化拡張や新分野進出・新規創業等の取組みに必要な資金の貸付けを行う事業

(3) 合致する地域再生支援利子補給金交付要領別表に定める事業

①企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商

品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

②企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業

③産業観光、農商工連携その他「ものづくり産業」に属する事業者が取り組む事業を効果的に補完する事業であって、内閣総理大臣が地域再生に資すると認められる事業

(4) 利子補給金の受給を予定する金融機関

「『元気とやま』ものづくり産業活性化計画」地域再生協議会の構成員である日本政策投資銀行、北陸銀行、富山銀行及び富山第一銀行

(5) 利子補給を受けて実施する上記（3）の事業による経済的社会的効果と雇用機会創出効果

経済的社会的効果として、製造業の県内総生産を計画期間中に15億円程度引き上げることが期待され、本計画の目標としている製造業の県内総生産1兆6,000億円への引上げに寄与する。

また、雇用機会創出効果として、計画期間中に144名程度の雇用創出が期待され、現在厳しい状況にある県内製造業の雇用基盤の維持に寄与する。

※本県製造業の1事業所あたり県内総生産 2.5億円

※本県製造業の1事業所あたりの従業者数 24名

※利子補給金活用見込み件数 計画期間中6件

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

1 地域企業立地促進等補助事業の活用

(1) 支援措置の番号及び名称

①番号 B1103

②名称 地域企業立地促進等補助事業

(2) 当該支援措置を受けようとする者の概要

「企業立地の促進等による地域における産業集積及び活性化に関する法律」に基づく富山県地域産業活性化協議会を構成する者であり、「富山県企業立地促進計画」の目的に合致する企業誘致や人材育成等に取り組む事業者

(3) 当該支援措置を受けて実施又はその実施を促進しようとする取組みの内容

上記（2）の事業者のうち、経済産業省の採択を受け、同省の補助金の利用が可能となった場合、同省の補助金を活用して本地域再生計画に基づく事業の展開を進めることとする。

(4) 当該支援措置が不可欠な理由

本地域において、新産業・新事業を創出するためには、優れた技術を有する

新たな企業の誘致や人材育成の取組みが必要であり、地域企業立地促進等補助事業の採択に当たって、一定程度配慮される当該支援措置は不可欠である。

2 地域資源活用販路開拓等支援事業の活用

(1) 支援措置の番号及び名称

①番号 B1105

②名称 地域資源活用販路開拓等支援事業【中小企業地域資源活用プログラム】

(2) 当該支援措置を受けようとする者の概要

本地域にある鉱工業品の優れた生産技術や農林水産物、観光資源などの特色ある産業資源を活用した商品・サービスの販路開拓を目的として、市場調査、試作品改良や展示会の開催・出展等を行う組合、地域のグループ等

(3) 当該支援措置を受けて実施又はその実施を促進しようとする取組みの内容

上記(2)の事業者の中、経済産業省の採択を受け、同省の補助金の利用が可能となった場合、同省の補助金を活用して本地域再生計画に基づく事業の展開を進めることとする。

(4) 当該支援措置が不可欠な理由

本地域において、新産業・新事業を創出するためには、地域資源を活用し、創意工夫を凝らした新しい商品・サービスを開発するとともに、その魅力を広く発信し、販路開拓につなげることが必要であり、地域資源活用販路開拓等支援事業の採択に当たって、一定程度配慮される当該支援措置は不可欠である。

3 地域イノベーション創出研究開発事業の活用

(1) 支援措置の番号及び名称

①番号 B1107

②名称 地域イノベーション創出研究開発事業

(2) 当該支援措置を受けようとする者の概要

大学・試験研究機関等の技術シーズや知見を活用した产学研官の強固な研究体制を組み、新製品等の開発を目指して実用化技術の研究開発に取り組む事業者

(3) 当該支援措置を受けて実施又はその実施を促進しようとする取組みの内容

上記(2)の事業者の中、経済産業省の採択を受け、同省の補助金の利用が可能となった場合、同省の補助金を活用して本地域再生計画に基づく事業の展開を進めることとする。

(4) 当該支援措置が不可欠な理由

本地域において、新産業・新事業を創出するためには、产学研官の連携による大型研究プロジェクトの推進が必要であり、地域イノベーション創出研究開発事業の採択に当たって、一定程度配慮される当該支援措置は不可欠である。

5－3－2 富山県の独自の取組み

(1) 产学研官連携体制の整備と共同研究開発の推進

①富山大学との連携協力

本県と富山大学は、相互の緊密な連携と協力により、県内経済の活性化、教育や人材の育成、地域振興・まちづくり、芸術文化、科学技術の振興など様々な地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に資することとして、平成17年11月に包括的な連携協定を締結したところであり、富山大学との連携体制を構築し、地域の特色を活かした富山ならではの新産業の育成・創出を図るための产学研官共同研究を推進する。

②開放型研究施設・設備の充実

県試験研究機関、県立大学における成長分野の研究開発の推進や独創的な研究成果の創出を促進するための研究施設・設備の充実を図り、県内企業の独自技術の開発、新商品開発、新分野進出等を支援する。

③产学研官ネットワークの緊密化と技術移転の促進

大学、試験研究機関、支援機関等のコーディネーターのネットワーク化及び情報の共有化を図るとともに、大学等の独創的研究からの研究成果を目利きし、優れた研究成果を企業ニーズに的確につなげ、かつ迅速に事業化・商品化するためのコーディネート機能を強化し、技術移転を促進する。

④ものづくり基盤技術の高度化

本県の製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を図るため、本県の強みである鋳造、金型技術などのものづくり基盤技術と、川下大手企業のニーズとの摺り合わせを行い、ものづくり基盤技術の高度化への研究開発を支援する。

(2) デザイン開発支援

製品の差別化を図るため、富山県総合デザインセンターが中心となって、デザイン面から開発支援を行うほか、県内のデザイン性に優れた商品を認定する「富山プロダクト」による販路開拓支援などにより、総合的なデザイン支援に取り組む。

また、世界的なデザイン先進地イタリアミラノのデザイナーと、県内ものづくり企業との共同による付加価値の高い製品開発を進める「富山・ミラノデザイン交流俱乐部」の活動を支援する。

(3) 企業立地環境の整備と企業誘致

地域企業の技術開発や販路開拓などにプラスの効果を与えるような優れた技術を有する企業を積極的に誘致するため、立地環境の整備や企業立地助成制度の拡充・強化などに取り組み、個別の企業の要望に応じた事業用地の確保・斡旋や優秀な人材の確保、技術力のある取引先の斡旋など、進出から操業まで企業のニーズにきめ細かく対応する「オーダーメードの企業立地支援」に取り組む。

(4) 成長産業の振興

次に掲げる地域資源を活用し、多様なものづくり産業が取り組むことが期待で

きるIT、バイオ、深層水、ロボット等の成長産業分野への企業の進出を促進し、富山ならではの新産業として根付かせるため、公募事業による新商品・新事業や新技術の開発支援、関連商品の一体的情報発信によるPR、見本市出展による販路開拓、融資制度の拡充による資金確保などの支援を行う。また、成長産業をはじめとした創業・ベンチャーの創出を支援するため、財団法人富山県新世紀産業機構を中心としたワンストップによる相談・支援体制を確立するとともに、各種研修会やマッチングのための機会の提供などに取り組む。

- ・IT関連産業：本県の豊富で良質な伏流水や半導体等製造企業の立地、高い技術を誇るサポートイング産業の集積
- ・バイオ関連産業：和漢薬製造の歴史、富山大学、伝統医学センター、薬事研究所等の研究機関、くすり・和漢等の企業等の集積
- ・深層水関連産業：県内2箇所の取水施設から供給される日本海固有深層水
- ・ロボット関連産業：先端ロボットメーカーや部品メーカー等の集積

(5) 経営革新の支援

県内産業の高度化や新しい分野での積極的な事業展開を促進するため、試験研究機関や産業支援機関、中小企業団体等の担当者からなる経営革新支援チームによって新製品・新開発などに取り組む経営革新企業の掘り起こすとともに、経営革新計画に基づく取組に対して県制度融資等による低利融資や補助金の交付を行い、経営革新企業の支援に取り組む。

(6) ものづくり人材の育成

少子高齢化の進展や団塊世代の大量退職などにより、労働力人口の減少が見込まれ、さらに青少年の理科離れや科学技術への関心の低下が進んでおり、次代を担うものづくり人材の不足が懸念されている。

このため、子どもの頃からものづくりを体験し、興味を持つための事業を展開するほか、ものづくり技術の承継や、将来のものづくり分野で活躍できる人材を育成するためのものづくり教育の充実に取り組む。

6 計画期間

認定の日から平成28年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

各年度において県民経済計算における県内総生産中の「製造業」について数値を確認し、必要に応じて事業内容の見直しを図る。計画終了後、数値目標に照らし評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし